

兵庫県公報

平成28年4月19日 火曜日 第2791号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 兵庫県伝統的工芸品の指定内容の変更（工業振興課）	1
○ 土地改良区の合併認可（農地整備課）	2
○ 平成28年度狩猟免許試験の実施（鳥獣対策課）	2
○ 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施（同）	4
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	7
○ 河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分（阪神南県民センター）	8
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（広報課）	8
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
○ 同 上（同）	9
公安委員会告示	
○ 平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）の一部改正	10
○ 技能検定員審査の実施	10
○ 教習指導員審査の実施	11
公安委員会公告	
○ 入札公告	12

告 示

兵庫県告示第480号

兵庫県伝統的工芸品指定要綱（平成4年兵庫県告示第1233号）第8条の規定により、兵庫県伝統的工芸品（平成5年兵庫県告示第427号）の指定内容を次のとおり変更する。

平成28年4月19日

兵庫県知事 井戸敏三

旧新	指 定 内 容				
	工芸品製造者等名	工芸品の名称	製造に係る伝統的な技術技法	伝統的に使用されてきた原材料	工芸品の製造される地域
旧	有限会社キャッスルレザー	姫革白なめし革細工	シボ出し、型押し、色塗り、サビ入れ	白なめし革	夢前町
新	有限会社キャッスルレザー	姫革細工	シボ出し、型押し、色塗り、サビ入れ	白くなめした革	姫路市

~~~~~

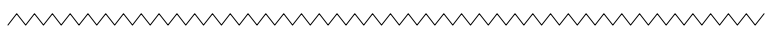
**兵庫県告示第481号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、次の土地改良区の合併を認可した。

平成28年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 合併を認可した土地改良区  
東播用水土地改良区及び兵庫県淡河川・山田川土地改良区
- 2 合併により存続する土地改良区  
東播用水土地改良区
- 3 合併により解散した土地改良区  
兵庫県淡河川・山田川土地改良区
- 4 認可年月日  
平成28年 4月 1日



**兵庫県告示第482号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、平成28年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成28年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験の日時、区分及び実施場所

|       | 日 時                         |                        | 区 分          | 実施場所                              |
|-------|-----------------------------|------------------------|--------------|-----------------------------------|
| 第1回試験 | 平成28年<br>7月23日（土）           | 午前9時40分から<br>午後0時30分まで | 知識試験<br>適性試験 | 姫路市北条1丁目98番地<br>兵庫県立姫路労働会館        |
|       |                             | 午後1時10分から<br>午後5時まで    | 技能試験         |                                   |
|       | 同月27日（水）                    | 午前9時40分から<br>午後0時30分まで | 知識試験<br>適性試験 | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号<br>兵庫県中央労働センター |
|       |                             | 午後1時10分から<br>午後5時まで    | 技能試験         |                                   |
|       | 平成28年<br>8月6日（土）<br>わな猟試験のみ | 午前10時10分から<br>正午まで     | 知識試験<br>適性試験 | 養父市八鹿町国木594番地10号<br>兵庫県立但馬長寿の郷    |
|       |                             | 午後1時10分から<br>午後5時まで    | 技能試験         |                                   |
|       | 同 上                         | 午前10時10分から<br>正午まで     | 知識試験<br>適性試験 | 南あわじ市広田広田1057番地1<br>南あわじ市広田地区公民館  |
|       |                             | 午後1時10分から<br>午後5時まで    | 技能試験         |                                   |
| 第2回試験 | 平成28年<br>9月7日（水）            | 午前9時40分から<br>午後0時30分まで | 知識試験<br>適性試験 | 姫路市北条1丁目98番地<br>兵庫県立姫路労働会館        |
|       |                             | 午後1時10分から<br>午後5時まで    | 技能試験         |                                   |

|          |                        |              |                                   |
|----------|------------------------|--------------|-----------------------------------|
| 同月17日（土） | 午前9時40分から<br>午後0時30分まで | 知識試験<br>適性試験 | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号<br>兵庫県中央労働センター |
|          | 午後1時10分から<br>午後5時まで    | 技能試験         |                                   |

- (注) 1 技能試験は、同日に実施する知識試験及び適性試験に合格した者に限り、受験することができる。  
 2 平成28年8月6日（土）実施の試験については、わな猟免許のみ実施する。  
 3 既に他の狩猟免許を有し、その有効期間内にこれと異なる種別の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験の一部を免除する。

2 受験資格

兵庫県に住所（住民登録）を有する者。ただし、法第40条各号に該当する者を除く。

3 申請手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許申請書 1通（申請を行おうとする狩猟免許の種別ごとに）

申請書用紙は、兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課、各県民局農林（水産）振興事務所において、平成28年5月下旬から配布する。

イ 写真 1枚（申請を行おうとする狩猟免許の種別ごとに）

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをアの狩猟免許申請書の所定の場所に貼り付けるものとする。

ウ 銃砲所持許可証の写し若しくは医師の診断書（原本） 1通

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付するものとし、それ以外の場合にあっては法第40条第2号から第4号に該当しない旨の医師の診断書（発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。ただし、同じ回複数の狩猟免許申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可。）を添付するものとする。

(2) 受付期間及び受付時間

|       | 受付期間                                                                                                                 | 受付時間                             |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 第1回試験 | 平成28年6月6日（月）から同月24日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。<br>なお、郵送による場合は、特定記録郵便とし、平成28年6月6日（月）から同月23日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。          | 午前9時から午後5時まで<br>（正午から午後1時までを除く。） |
| 第2回試験 | 平成28年7月25日（月）から同年8月12日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。<br>なお、郵送による場合は、特定記録郵便とし、平成28年7月25日（月）から同年8月10日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。 |                                  |

(3) 提出先

郵便番号 650-8567（兵庫県庁の固有番号のため、住所の記載は不要）  
 兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課鳥獣保護管理班  
 （朱書きで、「狩猟免許申請書在中」と記載すること。）

(4) 手数料

5,200円（知識試験の一部を免除される者は3,900円）相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許申請書の所定の欄に貼り付けること。

(5) その他

受理した狩猟免許申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

4 合格者の発表

可否は、試験終了後、試験会場に受験番号を掲示し発表する。

5 受験についての問い合わせ先

兵庫県農政環境部環境創造局鳥獣対策課鳥獣保護管理班

電話 (078) 341-7711 (代表) 内線4216



**兵庫県告示第483号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成28年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 適性試験及び講習の日時及び場所

| 開催事務所名       | 期 日               | 時 間                 | 場 所                                       |
|--------------|-------------------|---------------------|-------------------------------------------|
| 神戸農林振興事務所    | 平成28年<br>8月2日（火）  | 午後1時30分から<br>午後5時まで | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号<br>兵庫県中央労働センター大ホール     |
| 同 上          | 同 年<br>9月14日（水）   | 同 上                 | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号<br>兵庫県中央労働センター小ホール     |
| 阪神農林振興事務所    | 同 年<br>7月26日（火）   | 同 上                 | 宝塚市小林2丁目7番30号<br>宝塚市立西公民館2階ホール            |
| 加古川農林水産振興事務所 | 同月28日（木）          | 同 上                 | 高砂市阿弥陀町生石61番地2<br>ふれあいの郷生石研修センター2階研修室     |
| 加東農林振興事務所    | 同月12日（火）          | 同 上                 | 加東市社字西柿1075番地2<br>兵庫県社総合庁舎別館4A会議室         |
| 姫路農林水産振興事務所  | 同月11日（月）          | 同 上                 | 姫路市北条1丁目98番地<br>兵庫県立姫路労働会館3階多目的ホール        |
| 光都農林振興事務所    | 同月14日（木）          | 同 上                 | たつの市新宮町平野111番地1<br>たつの市新宮ふれあい福祉会館大ホール     |
| 豊岡農林水産振興事務所  | 同月29日（金）          | 同 上                 | 豊岡市日高町国分寺850番地<br>豊岡市立日高農村環境改善センター多目的ホール  |
| 朝来農林振興事務所    | 同月14日（木）          | 同 上                 | 朝来市和田山町玉置877番地1<br>朝来市文化会館和田山ジュピターホール小ホール |
| 丹波農林振興事務所    | 同 上               | 同 上                 | 丹波市柏原町柏原5600番地<br>兵庫県立丹波の森公苑1階多目的ルーム      |
| 洲本農林水産振興事務所  | 平成28年<br>7月28日（木） | 同 上                 | 洲本市塩屋2丁目4番11号<br>淡路建設会館2階大会議室             |

2 対象者

兵庫県に住所（住民登録）を有する者で、平成28年9月14日をもって有効期間が満了となる狩猟免許の更新を受けようとする者。

3 更新申請の手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

申請書用紙は、各農林（水産）振興事務所において配布する。

イ 写真1枚

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

ウ 銃砲所持許可証の写し若しくは医師の診断書（原本） 1通

<申請時に銃砲所持許可証を有する者>

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し（1ページ目から2ページ目の見開き）

<申請時に銃砲所持許可証を有していない者>

申請の際、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の許可を現に受けていない場合は、法第40条第2号から第4号に該当しない旨の医師の診断書（発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。

ただし、同時に複数の狩猟免許更新申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可。）

(2) 提出期間

適性試験及び講習の実施日の5日前まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 提出先

住所地を所管する農林（水産）振興事務所

(4) 手数料

2,900円相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許更新申請書に貼り付けること。

(5) その他

受理した狩猟免許更新申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。



**兵庫県告示第484号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市法花寺字杉ノ戸451の1から451の4まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第485号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

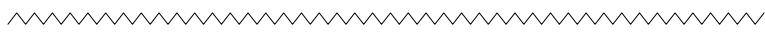
平成28年4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市氷上町香良字イリズミ2105の2

- 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第486号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。  
平成28年4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
篠山市福井字森脇242から249まで
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字森脇242・249（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第487号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。  
平成28年4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市青垣町大名草字ウトント2027
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ウトント2027（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第488号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社ユタックス  
西脇市野村町201-1  
代表取締役 宇 高 章 平
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社ユタックス  
西脇市野村町201-1
- (3) 特定施設に関する事項

|                                         |                         |     |     |
|-----------------------------------------|-------------------------|-----|-----|
| 種 類                                     | 19号ト 染色施設               |     |     |
| 能 力                                     | 6.8kg/回                 |     |     |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                       | 許可後                     |     |     |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                       | 着手後1箇月                  |     |     |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                       | 完成後                     |     |     |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                     | 9時~18時 8時間              |     |     |
| 使用時間の季節的変動の概要                           | なし                      |     |     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 区 分                     | 通 常 | 最 大 |
|                                         | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数) | 4~5 | 4~8 |
|                                         | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | 120 | 145 |
|                                         | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 100 | 125 |
|                                         | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)  | 36  | 50  |
|                                         | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)  | 24  | 27  |
| リン含有量<br>(単位 mg/L)                      | 0.9                     | 1.3 |     |

|                                                 |     |     |
|-------------------------------------------------|-----|-----|
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量（単位 m <sup>3</sup> /日） | 7.2 | 9.8 |
|-------------------------------------------------|-----|-----|

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の量及び汚濁負荷量が減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年4月19日から同年5月10日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び西脇市くらし安心部環境課



**兵庫県告示第489号**

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年4月19日

河川管理者

阪神南県民センター長 松田直人

1 行うべき措置の内容

一級河川旧猪名川の河川区域内にある別表1及び2に掲げる船舶及び係留施設等の除却

2 河川管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成28年5月18日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表1 船舶

| 整理番号 | 所在場所                | 船名 | 種類       | 長さ(m) | 幅(m) | 内色 | 外色 | 係留施設 |
|------|---------------------|----|----------|-------|------|----|----|------|
| 1    | 尼崎市戸ノ内字猪名川向側地先（水面上） | 不明 | クルーザーヨット | 6.5   | 2.25 | 白  | 白  | 有    |

別表2 係留施設等

| 整理番号 | 所在場所                   | 構造等                                                           |
|------|------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1    | 尼崎市戸ノ内字猪名川向側地先（護岸上）    | タイヤ4本、単管7本、鎖3本、ロープ4本                                          |
| 2    | 尼崎市戸ノ内字猪名川向側地先（護岸上）    | 鎖1本、ロープ1本、鉄杭1本                                                |
| 3    | 尼崎市戸ノ内字猪名川向側地先（護岸上）    | 鎖1本、鉄杭1本                                                      |
| 4    | 尼崎市戸ノ内字猪名川向側地先（護岸上）    | 鎖1本、ロープ1本、鉄輪1個、杭1本                                            |
| 5    | 尼崎市戸ノ内町4丁目4番1地先（護岸上）   | ブイ1個、鉄板5枚、ロープ2本、パイプ4本、丸太1本、ハシゴ1台                              |
| 6    | 尼崎市戸ノ内町4丁目24番14地先（護岸上） | タイヤ8本、ブイ3個、ハシゴ2台、単管6本、アングル4本、鉄杭9本、鎖8本、ワイヤー1本、ターンバックル1本、ロープ15本 |

公 告

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成28年4月19日



契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」の編集、印刷及び配布一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地  
兵庫県企画県民部広報課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社神戸新聞総合印刷 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号
- 5 随意契約に係る契約金額  
266,574,434円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



**軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成28年4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

| 業種      | 記号・番号   | 有効期限       | 使用者の住所 | 交付県民局  | 紛失年月     |
|---------|---------|------------|--------|--------|----------|
| 漁船以外の船舶 | A204648 | 平成28年5月12日 | 加東市    | 北播磨県民局 | 平成27年10月 |



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西脇市蒲江字西山576番1、576番13、576番14、576番18、576番19、576番22、576番25  
同 市蒲江字東畑517番4、517番6、517番55、517番57、526番2  
同 市蒲江字西畑550番1、550番6、550番7、551番1から551番3まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
西脇市上比延町1422番地の14  
社会福祉法人正峰会 理事 大 山 正
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年3月20日  
兵庫県指令建指第1-2-2号（25西脇）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
揖保郡太子町太田字ツンボリ697番1、697番4の一部、697番9から697番19まで、697番4地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市神岡町東鶯崎546番地の1  
有限会社太成 代表取締役 河 崎 和 浩
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年3月31日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-18-2号（27太子）

### 公安委員会告示

#### 兵庫県公安委員会告示第123号

平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年4月19日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰 馬 章 夫

表4の部特定講習の種別の項中「普通二輪免許及び」を削る。



#### 兵庫県公安委員会告示第124号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年4月19日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰 馬 章 夫

- 1 技能検定員審査の種類  
技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
- 2 技能検定員審査の期日  
平成28年6月4日（土）
- 3 技能検定員審査の場所  
明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 4 技能検定員審査の申請手続
  - (1) 提出書類
    - ア 審査申請書1通  
審査申請書は、平成28年4月19日（火）から同月21日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。  
なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。
    - イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し
    - ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し
    - エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し  
カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

平成28年4月19日（火）から同月21日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成28年4月21日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）又は技能検定員審査（中型）を受けようとする者にあつては23,450円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,650円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,500円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,700円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成28年7月5日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628



### 兵庫県公安委員会告示第125号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年4月19日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

平成28年6月4日（土）

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成28年4月19日（火）から同月21日（木）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に82円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

平成28年4月19日（火）から同月21日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成28年4月21日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者にあつては14,950円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,800円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,400円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,750円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成28年7月5日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係  
電話 (078) 912-1628

公安委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年4月19日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太田 誠

1 契約方法

下記2の(1)に示す路側固定式道路標識材料についてそれぞれの年間単価契約とする。

## 2 調達内容

### (1) 購入物品及び購入予定数量

路側固定式道路標識材料

ア 標識板 6,033枚 (取付金具等及び搬送費を含む。)

イ 補助板 2,629枚 (同上)

ウ 支柱等 35,378本 (付属品等及び搬送費を含む。)

### (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び製品仕様書で指定する特質等を有すること。

### (3) 納入期限

契約の日から平成29年3月31日(金)まで

発注の日から30日以内

### (4) 納入場所

兵庫県警察本部及び兵庫県下49警察署

### (5) 納入回数

契約期間内に約7回(緊急発注にも対応できること。)

### (6) 入札の方法

上記(1)の物品ごとにそれぞれ入札に付する。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 3 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書(以下「申込書等」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1項に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 4 申込書等の提出場所等

(1) 申込書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課施設係 担当 吉井

電話 (078) 341-7441 内線2295

(2) 申込書等の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成28年4月19日(火)から同年5月6日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札、開札の日時及び場所

平成28年5月31日(火)午後1時30分 兵庫県警察本部 本館11階会計課別室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年5月30日(月)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に前記2の(1)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年5月24日(火)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額(落札価格に前記2の(1)の各数量を乗じて得た額。消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び製品仕様書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類を、入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、当該物品が入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を、平成28年5月6日(金)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成28年6月6日(月))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ及びオに違反し無効となった者以外の者

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書及び製品仕様書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity :  
Makoto Ohta, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased :
  - ① Material for road sign plate approx. 6,033  
(include metal fixtures and delivery charge)
  - ② Material for supplemental road sign approx. 2,629  
(same above)
  - ③ Material for road sign pole approx. 35,378  
(include attachments and delivery charge)
- (3) Delivery period :  
From the date of contract to March 31, 2017  
(within 30days from the date of order)
- (4) Delivery places :  
Hyogo Prefectural Police H.Q. and 49 Police Stations
- (5) Deadline for the submission of tender application forms :  
17:00 May 6, 2016
- (6) Deadline for tender :  
13:30 May 31, 2016
- (7) Person to contact concerning the notice :  
Mr.Yoshii, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.  
5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078)341-7441 Ext.2295